

登録販売者試験の出題範囲の改正(令和4年3月)  
に伴う主な変更箇所

**[令和4年版 全国登録販売者試験過去問正解]**

個々の過去問の問題文について、出題範囲の改正(令和4年3月)に伴う主な影響は、以下のとおりです。なお、【健康食品】に関する第1章の新出題範囲の記述は、下記の表の末尾に掲載しています。

問題番号	改正の影響
北海道・東北	問2 「に準拠して薬効－薬理試験や一般薬理作用試験の他に」→「の他に」に変更がなされた。
	問3 第1欄について、記述表現の大幅な変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
	問4 a～dについて、記述表現の大幅な変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
	問8 dについて、「直ちに明確な自覚症状」→「明確な自覚症状」に変更がなされた。
	問13 aについて、「疾患の種類や程度によっては、一般用医薬品の有効性や安全性に影響を与える要因となることがある」→「疾患の種類や程度によっては、一般用医薬品を使用することでその症状が悪化したり、治療が妨げられることがある」に変更がなされた。
	問19 dについて、「一般用医薬品として販売されていた製品」→「過去に一般用医薬品として販売されていたもの」に変更がなされた。
	問29 bについて、「軽く息を吐いたり、声を出しながら」→「軽く息を吐きながら」に変更がなされた。
	問30 bについて、リゾチーム塩酸塩とその関連記述が出題範囲から削除された。
	問42 菖帰膠艾湯の効能効果に関する記述が「月経異常・不正出血」→「月経異常・月経過多・不正出血」に変更がなされた。
	問52 dについて、「抗菌、血行促進、抗炎症」→「抗菌、抗炎症」に変更がなされた。
	問55 cについて、「骨格筋の疲労の原因となる乳酸」→「骨格筋に溜まった乳酸」に変更がなされた。
	問66 dについて、「アドレナリンとノルアドレナリン」→「アドレナリン(エピネフリン)とノルアドレナリン(ノルエピネフリン)」に変更がなされた。

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は [hanbai@yakuji.co.jp](mailto:hanbai@yakuji.co.jp) までご連絡ください。

	問 7 2	c について、「消化管が積極的に医薬品成分を取り込む現象」という記述が 出題範囲から削除された。
	問 8 3	b について、「要指導医薬品である旨を示す識別表示」→「要指導医薬品」 の文字に変更がなされた。
	問 1 0 0	b について、「薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反する行為」→ 「医薬品医療機器等法もしくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に 違反する行為」に変更がなされた。
	問 1 0 4	d について、「医療費を証明する書類(領収書等)」→「医療費を証明する書 類(受診証明書)」に変更がなされた。
北関東・ 甲信越	問 1 0	b について、「購入者の居宅」→「購入者の居宅等」に変更がなされた。
	問 2 1	c について、「すべてが解明されていない」→「すべては解明されてい ない」に変更がなされた。
	問 2 3	1について、「薬物曝露時間と曝露量との積で表現される用量-反応関係」→ 「用量と作用強度の関係(用量-反応関係)」に変更がなされたため、解答す るうえで困難を生じる。
	問 2 4	a ~ d について、記述表現の大幅な変更がなされたため、解答するうえで困 難を生じる。
	問 2 5	b について、「直ちに明確な自覚症状」→「明確な自覚症状」に変更がなさ れた。
	問 2 6	d について、「有害事象」→「副作用」に変更がなされた。
	問 2 7	b について、「副作用や相互作用のリスク」→「相互作用による副作用のリ スク」に変更がなされた。
		d について、「吸收、代謝(体内で化学的に変化すること)、分布又は排泄」 →「吸收、分布、代謝(体内で化学的に変化すること)又は排泄」に変更がな された。
	問 2 9	c について、「医薬品の使用上の注意においては」という記述が 出題範囲から削除された。
	問 3 9	c について、「スモン患者に対しては」→「スモン患者に対する施策や救済 制度として」に変更がなされた。
	問 4 3	d について、「それらの血管が鬱血」→「肛門周囲の組織がうっ血」に変更 がなされた。
	問 4 5	c について、「一定の間隔をおいて」→「一定の間隔で存在する」に変更が なされた。
	問 4 9	a について、「角膜に一定の圧」→「眼内に一定の圧」に変更がなされた。
		b の記述が「網膜には光を受容する細胞(視細胞)が密集していて、視細胞が 受容した光の情報は網膜内の神経細胞を介して神経線維に伝えられる。網膜 の神経線維は眼球の後方で束になり、視神経となる」に変更がなされた。

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS 投稿などの行為は著作権法  
上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

	問 5 7	aについて、クリーム剤の説明の変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
	問 6 1	dについて、セミアルカリプロティナーゼ、プロメラインに関する記述である「タンパク質分解酵素で、体内で産生される炎症物質(起炎性ポリペプチド)を分解する作用」が出題範囲から削除された。
	問 6 5	抑肝散加陳皮半夏の効能効果に関する記述が「体力中等度をめやすとして、やや消化器が弱いものに広く用いることができる。神経がたかぶり」→「体力中等度をめやすとして、やや消化器が弱く、神経がたかぶり」に変更された。
	問 7 2	aについて、センソの基原に関する記述が「シナヒキガエル等の毒腺」→「アジアヒキガエル等の耳腺」に変更がなされた。
	問 8 3	aの木クレオソートに関する記述が「過剰な腸管の(蠕動)運動を正常化し、あわせて水分や電解質の分泌も抑える止瀉作用がある。また、歯に使用の場合、局所麻酔作用もあるとされる」に変更がなされた。
	問 8 5	麻子仁丸の効能効果に関する記述が、「痔の緩和に適す」→「痔などの症状の緩和に適す」に変更がなされた。
	問 9 2	aについて、「オキシドールは、真菌、結核菌、ウイルスに対しては効果がない」という記述が出題範囲から削除された。
		cについて、マーキュロクロムとその関連記述が出題範囲から削除された。
	問 9 6	cについて、夜盲症の用語解説が「とり目」→「とり目、暗所での見えにくさ」に変更がなされた。
	問 10 2	bについて、「薬剤師、登録販売者」→「その医薬品のリスク区分に応じた販売又は授与する者」に変更がなされた。
	問 10 3	aについて、「統一された標識的マークが付されている」→「例示(略)された標識的マークが付されていることが多い」に変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
	問 11 5	bについて、リゾチーム塩酸塩とその関連記述が出題範囲から削除された。
	問 11 8	3について、セミアルカリプロティナーゼとその関連記述が出題範囲から削除された。
南関東	問 1	bについて、「変質等があつてはならない」→「変質等がある医薬品を販売等してはならない」に変更がなされた。
	問 2	bについて、「臨床試験における効果と安全性の評価基準」→「臨床試験の実施の基準」に変更がなされた。
		dについて、「実施基準」→「実施の基準」に変更がなされた。
	問 3	a～dについて、記述表現の大幅な変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
	問 4	aについて、「医薬品は複数の薬理作用」→「薬物は複数の薬理作用」に変更がなされた。

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

		dについて、「直ちに明確な自覚症状」→「明確な自覚症状」に変更がなされた。
	問 6	dについて、「有害事象」→「副作用」に変更がなされた。
	問 8	bについて、「アセトアミノフェン」→「肝臓で代謝されるアセトアミノフェン」に変更がなされた。
	問 9	bについて、およその目安として「乳児：生後4週以上1歳未満、幼児：1歳以上7歳未満、小児：7歳以上15歳未満」に変更がなされた。
	問 10	dについて、「医薬品の使用上の注意においては」という記述が出題範囲から削除された。
	問 25	bについて、「アドレナリンとノルアドレナリン」→「アドレナリン(エピネフリン)とノルアドレナリン(ノルエピネフリン)」に変更がなされた。
	問 31	cについて、「消化管が積極的に医薬品成分を取り込む現象」という記述が出題範囲から削除された。
	問 34	bについて、軟膏剤とクリーム剤の説明の変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
	問 60	aについて、「立ち入らせ」→「立ち入り」に変更がなされた。
	問 67	dについて、「歳未満では自律神経系が未発達であるため、乗物酔い」→「歳未満では、乗物酔い」に変更がなされた。
	問 74	dについて、大黄甘草湯の効能効果に関する記述が「体力に関わらず広く応用され、便秘」→「体力に関わらず使用できる。便秘」に変更がなされた。
	問 78	bについて、センソの基原に関する記述が「シナヒキガエル等の毒腺」→「アジアヒキガエル等の耳腺」に変更がなされた。
		dについて、ロクジョウの基原に関する記述が「マンシュウアカジカ又はマンシュウジカの雄のまだ角化していない、若しくは、わずかに角化した幼角」→「 <i>Cervus nippon</i> Temminck, <i>Cervus elaphus</i> Linné, <i>Cervus canadensis</i> Erxleben 又はその他同属動物の雄鹿の角化していない幼角」に変更がなされた。
	問 81	cについて、コウカの基原に関する記述が「圧縮」→「圧搾」に変更がなされた。
	問 87	aについて、「結膜や角膜の乾燥」→「角膜の乾燥」に変更がなされた。
	問 95	dについて、ユウタンの基原に関する記述が「ヒグマ」→「 <i>Ursus arctos</i> Linné」に変更がなされた。
北陸・東海	問 2	cについて、「薬効－薬理試験や一般薬理作用試験の他に」→「GLPの他に」に変更がなされた。
	問 3	a～dについて、記述表現の大幅な変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
	問 6	aについて、「有害事象」→「副作用」に変更がなされた。

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

	問 9	おおよその目安として「乳児：生後 4 週以上 1 歳未満、幼児：1 歳以上 7 歳未満、小児：7 歳以上 15 歳未満」に変更がなされた。
	問 23	アセトアミノフェンに関する記述が「空腹時に服用できる製品もある」→「空腹時に服用できる製品もあるが、食後の服用が推奨されている」に変更がなされた。
	問 29	「甲状腺機能障害」→「甲状腺機能亢進症」に変更がなされた。
	問 34	b について、チョウトウコウの基原に関する記述が「ウンカリア・シネンシス又はウンカリア・マクロフィラ」→「 <i>Uncaria sinensis</i> Haviland 又は <i>Uncaria macrophylla</i> Wallich」に変更がなされた。
	問 35	カンゾウの基原に関する記述が「ウラルカンゾウ又はグリキルリザ・グラブラ」→「 <i>Glycyrrhiza uralensis</i> Fischer 又は <i>Glycyrrhiza glabra</i> Linné」に変更がなされた。 「気道粘膜からの分泌を促す」→「気道粘膜からの粘液分泌を促す」に変更がなされた。
	問 36	コウカの基原に関する記述が「圧縮」→「圧搾」に変更がなされた。
	問 47	a について、「結膜や角膜の乾燥」→「角膜の乾燥」に変更がなされた。
	問 66	a について、「アドレナリンとノルアドレナリン」→「アドレナリン(エピネフリン)とノルアドレナリン(ノルエピネフリン)」に変更がなされた。
	問 75	d について、「致命的な転帰をたどる」→「死に至る」に変更がなされた。
	問 78	c について、「緑内障」→「閉塞隅角緑内障」に変更がなされた。
	問 100	a について、「疑いのある物品」→「疑いのある物」に変更がなされた。
	問 118	b について、「拡大のおそれがあるもので」→「拡大のおそれを示すもので」に変更がなされた。
奈良	問 1	b について、「変質があつてはならない」→「変質がある医薬品を販売等してはならない」に変更がなされた。 c について、「すべてが解明されていない」→「すべては解明されていない」に変更がなされた。
	問 2	b について、「薬物曝露時間と曝露量との積で表現される用量-反応関係」→「用量と作用強度の関係(用量-反応関係)」に変更がなされた。 d について、「臨床試験における効果と安全性の評価基準」→「臨床試験の実施の基準」に変更がなされた。
	問 3	a ~ d について、記述表現の大幅な変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
	問 4	c について、「副作用は」→「副作用は発生原因の観点から」に変更がなされた。

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS 投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

	dについて、「直ちに明確な自覚症状」→「明確な自覚症状」に変更がなされた。
問 6	cについて、「有害事象」→「副作用」に変更がなされた。
問 7	aについて、「吸收、代謝、分布又は排泄」→「吸收、分布、代謝又は排泄」に変更がなされた。
	cについて、「相互作用のリスク」→「相互作用による副作用のリスク」に変更がなされた。
問 8	aについて、「アセトアミノフェン」→「肝臓で代謝されるアセトアミノフェン」に変更がなされた。
問 9	aについて、およその目安として「幼児：1歳以上 7歳未満」に変更がなされた。
問 10	aについて、「医薬品の使用上の注意においては」という記述が出題範囲から削除された。
問 19	aについて、「アメーバ赤痢に使用が限定」→「アメーバ赤痢への使用に限ることが勧告」に変更がなされた。
	dについて、「スモン患者に対しては」→「スモン患者に対する施策や救済制度として」に変更がなされた。
問 26	dについて、「手のひらや足底、脇の下の皮膚に限って起こる」→「手のひらや足底、脇の下、顔面などの限られた皮膚に生じる」に変更がなされた。
問 28	bについて、「記憶、情動」→「知覚、運動、記憶、情動」に変更がなされた。
問 33	dについて、「消化管が積極的に医薬品成分を取り込む現象ではない」という記述が出題範囲から削除された。
問 35	dについて、軟膏剤とクリーム剤の説明の変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
問 45	bについて、「購入者の居宅」→「購入者の居宅等」に変更がなされた。
問 52	dの記述は出題範囲から削除されるとともに、「薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、その薬局、店舗又は区域において業務に従事する登録販売者に対し、厚生労働省大臣に届出を行った者(研修実施機関)が行う研修を毎年度受講させなければならない」ことに改められた。
問 70	bについて、ケツメイシの基原に関する記述が「カッシア・トーラ」→「 <i>Cassia tora</i> Linné」に変更がなされた。
問 76	bについて、ロクジョウの基原に関する記述が「マンシュウアカジカ又はマンシュウジカの雄のまだ角化していない、若しくは、わずかに角化した幼角」→「 <i>Cervus nippon</i> Temminck, <i>Cervus elaphus</i> Linné, <i>Cervus canadensis</i> Erxleben 又はその他同属動物の雄鹿の角化していない幼角」に変更がなされた。

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は [hanbai@yakuji.co.jp](mailto:hanbai@yakuji.co.jp) までご連絡ください。

関西広域 連合・福 井	問 8 5	c について、「結膜や角膜の乾燥」→「角膜の乾燥」に変更がなされた。
	問 8 8	a について、「副腎皮質ホルモンと共通する化学構造」→「副腎皮質ホルモンと共通する化学構造(ステロイド骨格)」に変更がなされた。
	問 9 4	c について、防已黃耆湯の効能効果に関する記述が「関節痛、むくみ、多汗症、肥満」→「関節の腫れや痛み、むくみ、多汗症、肥満症」に変更がなされた。
	問 9 5	d について、サイシンの基原に関する記述が「ウスバサイシン又はケイリンサイシン」→「ケイリンサイシン又はウスバサイシン」に変更がなされた。
	問 11 5	1について、プロメラインとその関連記述が題範囲から削除された。
	問 2	d について、「薬物曝露時間と曝露量との積で表現される用量-反応関係」→「用量と作用強度の関係(用量-反応関係)」に変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
	問 3	b について、「実施基準」→「実施の基準」に変更がなされた。
		c について、「臨床試験における効果と安全性の評価基準」→「臨床試験の実施の基準」に変更がなされた。
	問 4	a ~ d について、記述表現の大幅な変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
	問 5	d について、「直ちに明確な自覚症状」→「明確な自覚症状」に変更がなされた。
	問 8	a について、「吸収、代謝、分布又は排泄」→「吸収、分布、代謝又は排泄」に変更がなされた。
		c について、「相互作用や副作用のリスク」→「相互作用による副作用のリスク」に変更がなされた。
	問 10	a について、およその目安として「乳児：生後 4 週以上 1 歳未満、幼児：1 歳以上 7 歳未満、小児：7 歳以上 15 歳未満」に変更がなされた。
	問 11	a について、「医薬品の使用上の注意においては」という記述が題範囲から削除された。
	問 7 3	c について、「食道に流し込む」→「飲み込む」に変更がなされた。
	問 9 5	d について、「都道府県知事」→「都道府県知事(その薬局又は店舗の所在地が保健所を設置する市は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」に変更がなされた。
	問 10 0	a について、「疑いのある物品」→「疑いのある物」に変更がなされた。
	問 10 1	d について、「発現部位別」→「関係部位別」に変更がなされた。
	問 10 7	d について、「拡大のおそれがあるもので」→「拡大のおそれを示すもので」に変更がなされた。

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS 投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

中国・四 国	問 1	cについて、「知見の積み重ねによって」→「知見の積み重ねや使用成績の結果等によって」に変更がなされた。
	問 2	cについて、「変質等があつてはならない」→「変質等がある医薬品を販売等してはならない」に変更がなされた。
	問 3	aについて、「臨床試験における効果と安全性の評価基準」→「臨床試験の実施の基準」に変更がなされた。
		bについて、「薬効－薬理試験や一般薬理作用試験の他に」→「GLP の他に」に変更がなされた。
	問 4	a～cについて、記述表現の大幅な変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
	問 8	bについて、「アセトアミノフェン」→「肝臓で代謝されるアセトアミノフェン」に変更がなされた。
	問 10	bについて、「医薬品の使用上の注意においては」という記述が出題範囲から削除された。
	問 35	bについて、軟膏剤とクリーム剤の説明の変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
	問 42	aについて、「従事する者がそれに必要な資質」→「従事しようとする者がそれに必要な資質」に変更がなされた。
		cの記述は出題範囲から削除されるとともに、「薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、その薬局、店舗又は区域において業務に従事する登録販売者に対し、厚生労働省大臣に届出を行つた者(研修実施機関)が行う研修を毎年度受講させなければならない」ことに改められた。
	問 55	aについて、「都道府県知事」→「都道府県知事(その薬局又は店舗の所在地が保健所を設置する市は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」に変更がなされた。
	問 63	aについて、セミアルカリプロティナーゼとその関連記述が出題範囲から削除された。
	問 73	bについて、リゾチーム塩酸塩とその関連記述が出題範囲から削除された。
	問 76	安中散の効能効果に関する表現が「腹部筋肉が弛緩する傾向にあり、胃痛又は腹痛があつて、ときに胸やけや、げっぷ、食欲不振、吐きけ」→「腹部は力がなくて、胃痛又は腹痛があつて、ときに胸やけや、げっぷ、胃もたれ、食欲不振、吐きけ、嘔吐」に変更がなされた。
	問 91	bについて、リゾチーム塩酸塩が出題範囲から削除された。
	問 101	4について、「が、それらの記載が明瞭なものとなるよう使用上の注意等として添付文書に記載されている場合が多い」という記述が出題範囲から削除された。
九州・沖 縄・三重	問 1	エについて、「直ちに明確な自覚症状」→「明確な自覚症状」に変更がなされた。

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

問 3	アについて、「アセトアミノフェン」→「肝臓で代謝されるアセトアミノフェン」に変更がなされた。
問 6	イについて、「医薬品の使用上の注意においては」という記述が出題範囲から削除された。
問 14	イについて、「臨床試験における効果と安全性の評価基準」→「臨床試験の実施の基準」に変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
	ウについて、「実施基準」→「実施の基準」、「製造販売後安全管理基準」→「製造販売後安全管理の基準」に変更がなされた。
問 16	ア～エについて、記述表現の大幅な変更がなされたため、解答するうえで困難を生じる。
問 19	4について、「アメーバ赤痢に使用が制限」→「アメーバ赤痢への使用に限ることが勧告」に変更がなされた。
問 33	アについて、「致命的な転帰をたどる」→「死に至る」に変更がなされた。 ウについて、「肝障害」→「肝機能障害」に変更がなされた。
問 38	アについて、「縁内障」→「閉塞隅角縁内障」に変更がなされた。
問 58	エについて、「拡大のおそれがあるもので」→「拡大のおそれを示すもので」に変更がなされた。
問 65	「アスピリン及びサザピリン」→「アスピリン、サザピリン及びサリチル酸ナトリウム」に変更がなされた。
問 67	エについて、カノコソウの基原に関する記述が「オミナエシ科のカノコソウの根茎及び根」→「オミナエシ科のカノコソウの根及び根茎」に変更がなされた。
問 73	イについて、「軽く息を吐いたり、声を出しながら」→「軽く息を吐きながら」に変更がなされた。
問 76	1について、ヒマシ油の基原に関する記述が「得られた油」→「得られた脂肪油」に変更がなされた。
問 80	芎帰膠艾湯の効能効果に関する記述が「月経異常・不正出血」→「月経異常・月経過多・不正出血」に変更がなされた。
問 84	2について、「食品が傷むとヒスタミンに類似した物質」→「食品が傷むとヒスタミンやヒスタミンに類似した物質」に変更がなされた。
問 89	アについて、リゾチーム塩酸塩が出題範囲から削除された。
問 90	イについて、「オキシドールは、真菌、結核菌、ウイルスに対しては効果がない」という記述が出題範囲から削除された。
問 91	イについて、ブフェキサマクが出題範囲から削除された。
問 94	3について、ヒノキチオールの効能効果に関する記述が「抗菌、血行促進、抗炎症」→「抗菌、抗炎症」に変更がなされた。

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は [hanbai@yakuji.co.jp](mailto:hanbai@yakuji.co.jp) までご連絡ください。

## 【健康食品】

「薬(医)食同源」という言葉があるように、古くから特定の食品摂取と健康増進の関連は関心を持たれてきた。特に近年では、食品やその成分についての健康増進効果の情報がメディア等を通して大量に発信され、消費者の関心も高い。

健康増進や維持の助けになることが期待されるいわゆる「健康食品」は、あくまで食品であり、医薬品とは法律上区別される。

しかしながら、健康食品の中でも国が示す要件を満たす食品「保健機能食品」は、一定の基準のもと健康増進の効果等を表示することが許可された健康食品である。「保健機能食品」には現在、以下の3種類がある。

「特定保健用食品」は、身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むもので、個別に(一部は規格基準に従って)特定の保健機能を示す有効性や安全性などに関する国の審査を受け、許可されたものである。

「栄養機能食品」は、身体の健全な成長や発達、健康維持に必要な栄養成分(ビタミン、ミネラルなど)の補給を目的としたもので、国が定めた規格基準に適合したものであれば、その栄養成分の健康機能を表示できる。

「機能性表示食品」は、事業者の責任で科学的根拠をもとに疾病に罹患していない者の健康維持及び増進に役立つ機能を商品のパッケージに表示するものとして国に届出された商品であるが、特定保健用食品とは異なり国の個別の許可を受けたものではない。

いわゆる健康食品は、その多くが摂取しやすいように錠剤やカプセル等の医薬品に類似した

**【注意】**本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は [hanbai@yakuji.co.jp](mailto:hanbai@yakuji.co.jp) までご連絡ください。

形状で販売されている。健康食品においても、誤った使用方法や個々の体質により健康被害を生じた例も報告されている。

また、医薬品との相互作用で薬物治療の妨げになることもある。健康食品は、食品であるため、摂取しても安全で害が無いかのようなイメージを強調したものも見られるが、法的にも、また安全性や効果を担保する科学的データの面でも医薬品とは異なることを十分理解しておく必要がある。

一般用医薬品の販売時にも健康食品の摂取の有無について確認することは重要で、購入相談者等の健康に関する意識を尊重しつつも、必要があればそれらの摂取についての指導も行うべきである。

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は [hanbai@yakuji.co.jp](mailto:hanbai@yakuji.co.jp) までご連絡ください。

個々の過去問の解説について、出題範囲の改正(令和4年3月)に伴う主な影響は、以下のとおりです。

## 北海道・東北

### 問5 正答：1

- c 医薬品が人体に及ぼす作用は、そのすべては解明されていない。
- d 略

### 問8 正答：1

- b 略
- d 副作用は、明確な自覚症状として現れないこともないので、継続して使用する場合には、特段の異常が感じられなくとも医療機関を受診する。

### 問4 正答：4

- a 削除
- b 削除

### 問24 正答：3

- a 略
- c 略
- d 桂枝加竜骨牡蠣湯(けいしかりゅうこつぼれいとう)は、体力中等度以下で疲れやすく、神経過敏で、興奮しやすいものの神経質、不眠症、小児夜なき、夜尿症、眼精疲労、神経症に適すとされる。

### 問28 正答：2

- 1 「ジメモルファンリン酸塩」ではなく、『コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩』
- 3 略
- 4 略

### 問30 正答：2

- b 削除

- c 略

### 問34 正答：3

- 1 安中散(あんちゅうさん)は、体力中等度以下で、腹部は力がなくて、胃痛又は腹痛があって、ときに胸やけや、げっぷ、胃もたれ、食欲不振、吐き気、嘔吐などを伴うものの神経性胃炎、慢性胃炎、胃腸虚弱に適するとされる。

- 2 略

- 4 略

- 5 略

### 問38 正答：4

- a 略
- b 「リノール酸」ではなく、『大豆油不けん化物(ソイステロール)』

### 問72 正答：2

- b 略
- c 一般に、消化管からの吸収は、濃度の高い方から低い方へ受動的に拡散していく現象である。

### 問101 正答：3

- 3 「発生頻度別」ではなく、『関係部位別』

### 問113 正答：5

- a 削除

## 北関東・甲信越

### 問1 正答：3

### 問2 正答：2

- c 販売従事登録の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない(規則第159条の7第2項)。

- ①申請者が登録販売者試験に合格したことを証する書類
- ②以下の書類のいずれか  
一 申請者の戸籍謄本

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

- 二 申請者の戸籍抄本
- 三 申請者の戸籍記載事項証明書
- 四 申請者の本籍の記載のある住民票の写し  
又は住民票記載事項証明書
- ③申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
- ④申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写し等の使用関係を証する書類

「申請者が成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面の写し」は、上記①～④のいずれにも該当しないため、「c」は誤り。

(参考) 成年被後見人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者として、家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいう。成年被後見人の法律行為は、原則、取り消すことができる。

被保佐人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者として、家庭裁判所から保佐開始の審判を受けた者をいう。成年被後見人ほど重度の精神上の障害を持つわけではないが、重要な財産、権利に関わる法律行為については、保佐人の同意が必要となる。

#### 問13 正答：1

- b 要指導医薬品は、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合等を除き、要指導医薬品陳列区分の内部の陳列設備に陳列しなければならない。
- c 第一類医薬品は、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合等を除き、第一類医薬品陳列区分の内部の陳列設備に陳列しなければならない。

#### 問23 正答：1

- 1 削除

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

#### 問27 正答：1

- c 略
- d 相互作用には、医薬品が吸収、分布、代謝又は排泄される過程で起こるものと、医薬品が薬理作用をもたらす部位において起こるものがある。

#### 問28 正答：3

- a アルコールは、主として肝臓で代謝されるため、酒類をよく摂取する者では、肝臓の代謝機能が高まっていることが多く、肝臓で代謝される医薬品の有効成分(例：アセトアミノフェン)が通常よりも代謝されやすくなる。
- c 略

#### 問37 正答：2

- b 薬害の原因となったサリドマイド製剤、キノホルム製剤には、過去に一般用医薬品として販売されていたものもあった。

- c 略

#### 問54 正答：5

- a 腎臓には代謝活性がある。
- b 略

#### 問72 正答：5

- a 略
- b 略
- c ロクジョウ(鹿茸)：シカ科の *Cervus nippon* Temminck、*Cervus elaphus* Linné、*Cervus canadensis* Erxleben 又はその他同属動物の雄鹿の角化していない幼角を基原とする生薬
- d 略

#### 問92 正答：3

- a オキシドールは、一般細菌類の一部に対する殺菌消毒作用を示す。

#### 問99 正答：5

- a 略
- d 有機塩素系殺菌消毒成分(例：ジクロロイソシ

アスル酸ナトリウム)は、塩素系殺菌消毒成分(例:次亜塩素酸ナトリウム)に比べ塩素臭や刺激性、金属腐食性が比較的抑えられており、プール等の大型設備の殺菌・消毒に用いられることが多い。

問115 正答: 4

- a 略
- b 削除
- c 略
- d 略

**南関東**

問1 正答: 5

- b 医薬品について、医薬品医療機器等法では、健康被害の発生の可能性の有無にかかわらず、異物等の混入、変質等がある医薬品を販売等してはならない旨を定めている。

問2 正答: 4

- a 略
- c 略
- d 医薬品に対しては、製造販売後の調査及び試験の実施の基準として Good Post-marketing Study Practice (GPSP)が制定されている。

問3 正答: 5

- d 削除

問7 正答: 3

- a 略
- d 医薬品の販売等に従事する専門家においては、必要以上の大量購入や頻回購入などを試みる不審な者に対しては、積極的に事情を尋ねる、状況によっては販売を差し控える等の対応が図られることが望ましい。

問8 正答: 1

- c 略

**【注意】**本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

d 相互作用には、医薬品が吸収、分布、代謝又は排泄される過程で起こるものと、医薬品が薬理作用をもたらす部位において起こるものがある。

問9 正答: 5

- a 略
- b 「幼児は5歳未満」ではなく、『幼児は1歳以上7歳未満』

問31 正答: 2

- a 略
- c 一般に、消化管からの吸収は、医薬品成分の濃度の高い方から低い方へ受動的に拡散していく現象である。

問34 正答: 5

- a 略
- b 一般的には、軟膏剤は、油性の基剤で皮膚への刺激が弱く、適用部位を水から遮断したい場合等に用い、患部が乾燥していてもじゅくじゅくと浸潤していても使用できる。  
また、クリーム剤は、油性基剤に水分をえたもので、患部を水で洗い流したい場合等に用いられるが、皮膚への刺激が強いため傷等への使用は避ける。

問54 正答: 3

- a 略
- b 略
- (d 薬局開設者は、その薬局において一般用医薬品(第三類医薬品を含む)を購入した者から相談があった場合には、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、その適正な使用のために必要な情報を提供させなければならない(法第36条の10第5項)。)

(参考) 略

問56 正答: 3

- a 略

d 「店舗に勤務する者の氏名及び薬剤師名簿登録番号又は販売従事登録番号」ではなく、『店舗に勤務する薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者もしくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務』

※「第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者」とは、①過去5年間のうち従事期間が2年以上の登録販売者、②過去5年間に限らず従事期間が2年以上かつ管理者経験のある登録販売者のこと

※「同項本文に規定する登録販売者」とは、過去5年間のうち従事期間が2年未満の登録販売者のこと。これには、「過去5年間に限らず従事期間が2年以上かつ管理者経験のある登録販売者」は含まれない。

※「従事期間が2年以上」とは、過去5年間のうち、①従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上であること、②従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上であること、のいずれかのこと

#### 問60 正答：5

a 都道府県知事(薬局又は店舗販売業にあっては、その薬局又は店舗の所在地が保健所設置市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)は、薬事監視員に、その薬局開設者又は医薬品の販売業者が医薬品を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備もしくは帳簿書類等を検査させ、従業員その他の関係者に質問させ、無承認無許可医薬品等の疑いのある物を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる(法第69条第4項)。

#### 問69 正答：3

b トリメトキノール塩酸塩水和物：交感神経系を刺激して気管支を拡張させる作用を示し、呼吸を楽にして咳や喘息の症状を鎮める(アドレナ

リン作動成分)

c ノスカピン塩酸塩水和物：非麻薬性鎮咳成分

#### 問71 正答：5

b 略

(d)○桔梗湯(ききょうとう)：体力に関わらず使用でき、喉が腫れて痛み、ときに咳ができるものの扁桃炎、扁桃周囲炎に適すとされる／カンゾウを含む

○驅風解毒散(くふうげどくさん)：体力に関わらず使用でき、喉が腫れて痛む扁桃炎、扁桃周囲炎に適すとされる／カンゾウを含む

○白虎加人參湯(びやっこかにんじんとう)：体力中等度以上で、熱感と口渴が強いものの喉の渴き、ほてり、湿疹・皮膚炎、皮膚のかゆみに適すとされる／カンゾウを含む)

#### 問84 正答：4

1 略

2 略

3 略

5 当帰芍薬散(とうきしゃくやくさん)：体力虚弱で、冷え症で貧血の傾向があり疲労しやすく、ときに下腹部痛、頭重、めまい、肩こり、耳鳴り、動悸などを訴えるものの月経不順、月経異常、月経痛、更年期障害、産前産後あるいは流産による障害(貧血、疲労倦怠、めまい、むくみ)、めまい・立ちくらみ、頭重、肩こり、腰痛、足腰の冷え症、しもやけ、むくみ、しみ、耳鳴りに適すとされるが、胃腸の弱い人では、胃部不快感等の副作用が現れやすい等、不向きとされる

#### 問107 正答：4

コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩が配合された鎮咳去痰薬(内服液剤)は、「過量服用・長期連用しないこと」とされている。(理由：倦怠感や虚脱感等が現れることがあるため、また、依存性・習慣性がある成分が配合されており乱用事例が報告されているため)

**【注意】**本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

### 問117 正答：2

- a, c 略
- b 略
- d 一般用医薬品の使用による副作用被害への救済給付の請求に当たっては、医師の診断書、要した医療費を証明する書類(受診証明書)等のほか、その医薬品を販売等した薬局開設者、医薬品の販売業者が作成した販売証明書等が必要となる。

## 北陸・東海

### 問3 正答：2

- b 削除
- d 削除

### 問36 正答：4

- 1 略
- 2 オウヒ(桜皮)は、バラ科のヤマザクラ又はカスミザクラの樹皮を基原とする生薬で、去痰作用が期待される。
- 3 オウレン(黄連)は、キンポウゲ科のオウレン、  
*Coptis chinensis* Franchet, *Coptis deltoidea* C.Y. Cheng et Hsiao 又は *Coptis teeta* Wallich  
根をほとんど除いた根茎を基原とする生薬を基原とする生薬で、苦味による健胃、止瀉、収斂、抗菌、抗炎症等の作用が期待される。
- 5 略

### 問54 正答：3

- a 略
- b ハンピ(反鼻)は、ニホンマムシ等の皮及び内臓を取り除いたものを基原とする生薬で、強壮、血行促進、強精等の作用が期待される。

### 問60 正答：2

- b 生体から採取された検体には予期しない妨害物質や化学構造がよく似た物質が混在することがあり、いかなる検査薬においても偽陰性・偽

陽性を完全に排除することは困難である。

- d 略

## 奈良

### 問1 正答：5

- b 医薬品医療機器等法では、健康被害の発生の可能性の有無にかかわらず、異物等の混入、変質等がある医薬品を販売等してはならない旨を定めている。
- c 医薬品(一般用医薬品を含む)が人体に及ぼす作用は、複雑かつ多岐に渡り、そのすべては解明されていないため、必ずしも期待される有益な効果のみをもたらすとは限らず、好ましくない反応を生じる場合もある。

### 問2 正答：4

- a 略
- b 削除

### 問3 正答：5

- b 削除
- c 削除

### 問7 正答：4

- a 相互作用には、医薬品が吸收、分布、代謝又は排泄される過程で起こるものと、医薬品が薬理作用をもたらす部位において起こるものがある。
- b 略

### 問9 正答：5

- a 「5歳未満」ではなく、『1歳以上7歳未満』
- b 略
- c 略
- d 略

### 問18 正答：4

- a 薬害を引き起こしたサリドマイド製剤、キノホルム製剤には、過去に一般用医薬品としても

**【注意】**本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

販売されていたものもあった。

b 略

問33 正答：2

b 略

d 一般に、消化管からの吸収は、濃度の高い方から低い方へ受動的に拡散していく現象である。

問35 正答：1

c 「顆粒剤」ではなく、『チュアブル錠』  
d 一般的には、軟膏剤は、油性の基剤で皮膚への刺激が弱く、適用部位を水から遮断したい場合等に用い、患部が乾燥していてもじゅくじゅくと浸潤していても使用できる。

また、クリーム剤は、油性基剤に水分を加えたもので、患部を水で洗い流したい場合等に用いられるが、皮膚への刺激が強いため傷等への使用は避ける。

問58 正答：2

b 「厚生労働省」ではなく、『消費者庁』  
d 健康食品という単語は、法令(健康増進法を含む)で定義された用語ではないが、一般に用いられている単語である。

問71 正答：1

c 木クレオソート：過剰な腸管の運動を正常化し、あわせて水分や電解質の分泌も抑える止瀉作用。また、歯に使用の場合、局所麻酔作用もある(生薬成分)  
d 「カオリン」ではなく、『木クレオソート』

問117 正答：3

(1, 2 授乳中の人は、以下の成分の配合された、かぜ薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、鼻炎用内服薬、アレルギー用薬を使用する前に「相談すること」とされている。

- ・メチルエフェドリン塩酸塩
- ・メチルエフェドリンサッカリン塩
- ・トリプロリジン塩酸塩水和物

・プロソイドエフェドリン塩酸塩

・ペントキシベリンクエン酸塩  
・アスピリン  
・アスピリンアルミニウム)

4 略

**関西広域連合・福井**

問4 正答：4

a 削除  
c 削除

問8 正答：5

a 相互作用には、医薬品が吸収、分布、代謝又は排泄される過程で起こるものと、医薬品が薬理作用をもたらす部位において起こるものがある。

b 略

問31 正答：2

b デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物：中枢神経系に作用して咳を抑える(鎮咳成分)  
d 略

問32 正答：5

a 略  
b 口腔内に噴射して使用する外用液剤では、軽く息を吐きながら噴射することが望ましい。  
d 略

問36 正答：4

1 安中散(あんちゅうさん)は、体力中等度以下で、腹部は力がなくて、胃痛又は腹痛があつて、ときに胸やけや、げっぷ、胃もたれ、食欲不振、吐き気、嘔吐などを伴うものの神経性胃炎、慢性胃炎、胃腸虚弱に適するとされる。  
2 略  
3 略

**【注意】**本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

## 5 略

### 問48 正答：1

- c 削除
- d 略

### 問94 正答：1

- d 「薬剤師の薬剤師名簿の登録番号及び登録販売者の登録販売者名簿の登録番号」ではなく、『薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者もしくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務』
- ※「第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者」とは、①過去5年間のうち従事期間が2年以上の登録販売者、②過去5年間に限らず従事期間が2年以上かつ管理者経験のある登録販売者のこと
- ※「同項本文に規定する登録販売者」とは、過去5年間のうち従事期間が2年未満の登録販売者のこと。これには、「過去5年間に限らず従事期間が2年以上かつ管理者経験のある登録販売者」は含まれない。
- ※「従事期間が2年以上」とは、過去5年間のうち、①従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上であること、②従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去5年間において合計1,920時間以上であること、のいずれかのこと

### 問101 正答：3

- a 略
- c 略
- d 副作用については、まず、一般的な副作用について関係部位別に症状が記載され、その後に続けて、まれに発生する重篤な副作用について副作用名ごとに症状が記載される。

## 中国・四国

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

### 問2 正答：4

- a 略
- c 医薬品医療機器等法では、健康被害の発生の可能性の有無にかかわらず、異物等の混入、変質等がある医薬品を販売等してはならない旨を定めている。

### 問4 正答：2

- c 削除

### 問35 正答：4

- a 「クリーム剤」ではなく、『軟膏剤』
- b 一般的には、軟膏剤は、油性の基剤で皮膚への刺激が弱く、適用部位を水から遮断したい場合等に用い、患部が乾燥していてもじゅくじゅくと浸潤していても使用できる。

また、クリーム剤は、油性基剤に水分を加えたもので、患部を水で洗い流したい場合等に用いられるが、皮膚への刺激が強いため傷等への使用は避ける。

### 問54 正答：4

- d 「薬剤師の薬剤師免許証又は登録販売者の販売従事登録証」ではなく、『薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者もしくは同項本文に規定する登録販売者の別、その氏名及び担当業務』

※「第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者」とは、①過去5年間のうち従事期間が2年以上の登録販売者、②過去5年間に限らず従事期間が2年以上かつ管理者経験のある登録販売者のこと

※「同項本文に規定する登録販売者」とは、過去5年間のうち従事期間が2年未満の登録販売者のこと。これには、「過去5年間に限らず従事期間が2年以上かつ管理者経験のある登録販売者」は含まれない。

※「従事期間が2年以上」とは、過去5年間のうち、①従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上であ

ること、②従事期間が通算して 2 年以上であり、かつ、過去 5 年間において合計 1,920 時間以上であること、のいずれかのこと

#### 問65 正答：2

かぜ薬の配合成分によっては、以下の副作用を生じることがある。

○肝機能障害：アスピリン、アスピリンアルミニウム、アセトアミノフェン、イブプロフェン、葛根湯(かっこんとう)、小柴胡湯(しょうさいとう)、柴胡桂枝湯(さいこけいしどう)、小青竜湯(しょうせいりゅうとう)、麦門冬湯(ばくもんどうとう)

○偽アルドステロン症：グリチルリチン酸二カリウム、グリチルレチン酸、カンゾウ(甘草)

○腎障害：イブプロフェン

○無菌性髄膜炎：イブプロフェン

○眠気：抗ヒスタミン成分、鎮静成分

○口渴：抗ヒスタミン成分

○便秘：コデインリン酸塩水和物、ジヒドロコデインリン酸塩

○排尿困難：抗コリン成分、抗ヒスタミン成分、マオウ(麻黄)

#### 問101 正答：4

1 要指導医薬品又は一般用医薬品は、その医薬品のリスク区分に応じた販売又は授与する者その他の医薬関係者から提供された情報に基づき、一般の生活者が購入し、自己の判断で使用するものである。

(参考) 削除

2, 3 略

## 九州・沖縄・三重

#### 問1 正答：3

ア 略

エ 副作用は、明確な自覚症状として現れないことがある。

#### 問14 正答：4

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS 投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

ア 略

ウ 医薬品に対しては製造販売後の調査及び試験の実施の基準として Good Post-marketing Study Practice (GPSP) と製造販売後安全管理の基準として Good Vigilance Practice (GVP) が制定されている。

#### 問16 正答：2

イ 削除

ウ 削除

#### 問45 正答：1

喘息を起こしたことがある人は、インドメタシン、フェルビナク、ケトプロフェン又はピロキシカムが配合された外用鎮痛消炎薬を「使用しないこと」とされている。(理由：喘息発作を誘発するおそれがあるため)

#### 問63 正答：2

1, 3, 4 略

5 半夏厚朴湯(はんげこうぼくとう)は、体力中等度をめやすとして、気分がふさいで、咽喉・食道部に異物感があり、ときに動悸、めまい、嘔気などを伴う不安神経症、神経性胃炎、つわり、咳、しわがれ声、のどのつかえ感に適すとされる。

#### 問77 正答：1

2 略

3 ロクショウ(鹿茸)は、シカ科の セルブスニッポン Temminck、Cervus elaphus リッネ、セルブスカナデンシス エルクスレーベン canadensis Erxleben 又はその他同属動物の雄鹿の角化していない幼角を基原とする生薬で、強心作用のほか、強壮、血行促進等の作用があるとされる。

4 略

#### 問86 正答：5

1 茵陳蒿湯(いんちんこうとう)は、体力中等度以上で、口渴があり、尿量少なく、便秘するも

のの蕁麻疹、口内炎、湿疹・皮膚炎、皮膚の痒みに適すとされる。

2 当帰飲子(とうきいんし)は、体力中等度以下で、冷え症で、皮膚が乾燥するものの湿疹・皮膚炎(分泌物の少ないもの)、痒みに適すとされる。

3, 4 略

問90 正答：4

ア 略

イ オキシドール(過酸化水素水)は、一般細菌類の一部に対する殺菌消毒作用を示す。

問99 正答：2

イ 略

エ いかなる検査薬においても偽陰性・偽陽性を完全に排除することは困難である。

問100 正答：4

4 「擬陰性」ではなく、『偽陽性』

問113 正答：4

1 略

2 略

3 店舗管理者として、登録販売者が従事する場合、過去5年間のうち、以下の期間(従事期間)が通算して2年以上あることが必要である。

- ・薬局、店舗販売業又は配置販売業において、一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間
- ・登録販売者として業務(店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む)に従事した期間ただし、これらの従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も店舗管理者になることができる。

※「2年以上」とは、過去5年間のうち、①従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上であること、②従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過

去5年間において合計1,920時間以上であること、のいずれかのこと

**【注意】**本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jpまでご連絡ください。

その他、以下のとおり用語を適宜読み替えてお使いください。

旧表記	新表記
コデインリン酸塩	コデインリン酸塩水和物
ノスカピン塩酸塩	ノスカピン塩酸塩水和物
デキストロメトルファン臭化水素酸塩	デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物
トリメトキノール塩酸塩	トリメトキノール塩酸塩水和物
ケトチフェン	ケトチフェンフル酸塩
ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム
トリクロルイソシアヌル酸	トリクロロイソシアヌル酸
硫酸ラジオマイシン	ラジオマイシン硫酸塩
dl-メチルエフェドリン塩酸塩	メチルエフェドリン塩酸塩
dl-メチルエフェドリンサッカリン塩	メチルエフェドリンサッカリン塩
スイッチ OTC	スイッチ OTC 医薬品
ダイレクト OTC	ダイレクト OTC 医薬品
クローン氏病	クローン病
擬陰性・擬陽性	偽陰性・偽陽性
営業所管理者	医薬品営業所管理者
鬱	うつ (例: うつ血) うつ (例: うつ病)
鹼	けん (例: 石けん、大豆油不けん化物)
覚せい剤	覚醒剤
かぎ	鍵
ぜんそく	喘息
我が国	日本
体調の不調	体調不良

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS 投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は hanbai@yakuji.co.jp までご連絡ください。

●本内容に関するご質問にはお答えできません。あらかじめ、ご了承ください。

【注意】本ファイルの内容の無断転載、無断複製、無断配布、無断引用、SNS 投稿などの行為は著作権法上の理由により固く禁止いたします。二次利用をご希望の方は [hanbai@yakuji.co.jp](mailto:hanbai@yakuji.co.jp) までご連絡ください。